

○米沢市議会有料広告掲載の取扱いに関する規程

平成28年5月31日

議会告示第1号

改正 令和元年6月19日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、市議会が募集する有料の広告枠に広告を掲載する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 市議会が広告を募集するもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 米沢市議会だより
- (2) その他議長が認めるもの

(掲載の申込者)

第3条 広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業者に関する広告 山形県内に事務所又は事業所を有する者
- (2) 個人に関する広告 山形県内に住所を有する者
- (3) 任意団体に関する広告 主たる活動場所が山形県内であって、かつ、山形県内に住所を有する者が代表を務める団体

(掲載の基準)

第4条 議長は、広告の掲載に係る本市議会の信頼性及び公平性を保つとともに、本市の他の広告の掲載基準との整合性を図るための掲載の基準を別に定める。

2 前項の基準は、米沢市有料広告掲載の取扱いに関する規程(平成18年米沢市告示第84号。以下「市規程」という。)第3条の規定により市長が定める掲載の基準(以下「基準」という。)とする。

(広告の規格等)

第5条 掲載を募集する広告枠の規格、位置及び枠数、掲載の期限、作成方法、広告掲載料その他広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体ごとに議長が別に定める。

(掲載の募集)

第6条 広告の掲載の募集は、米沢市議会だより、広報よねざわ及び本市のホームページ等により前条の規定により定めた事項を明示して行う。

(掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、米沢市議会広告掲載申込書（様式第1号）により、議長に申し込まなければならない。

(掲載の決定等)

第8条 議長は、広告の掲載の申込みがあったときは、掲載の申込みに係る広告の内容（以下「掲載内容」という。）を第4条による基準により審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 議長は、掲載内容に疑義があるときは、米沢市議会だより発行規程（昭和58年議会訓令第2号）第5条に規定する米沢市議会だより編集委員会に意見を求めることができる。

3 議長は、広告の掲載の可否の決定をしたときは、米沢市議会広告掲載決定通知書（様式第2号）又は米沢市議会広告非掲載決定書（様式第3号）により当該決定をした者に通知するものとする。

(掲載の優先順位)

第9条 前条第1項の規定により広告掲載の可否を決定するに当たり、1の広告枠に複数の申込みがあるときは、次の各号に掲げる申込者に応じ、当該各号に定める順位を付し、その順位の最も高い者を広告を掲載する者（以下「広告主」という。）として決定するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公共的団体その他これらに類するもの 第1位

(2) 本市内に事業所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。） 第2位

(3) 前2号のいずれにも該当しないもの 第3位

2 前項の規定により複数の申込者に対し順位を付した場合において、最も高い順位を付した申込者が複数あるときは、抽選によりそれらの申込者のうちから1者を広告主として決定するものとする。

(掲載料の納付)

第10条 広告主は、指定された期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定された日までに広告の原稿等を提出しなかったとき。

(2) 指定された日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) その他議長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月19日議会告示第1号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

年 月 日

米沢市議会広告掲載申込書

米沢市議会議長 へ

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

印

電話番号

担当者氏名

有料広告の掲載について、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体(番号を○で囲んでください。)

(1) 米沢市議会だより

(2) その他 ( )

2 掲載希望期間

3 広告の内容(広告の案等を添付してください。)

4 権利関係の確認(確認済の場合は、□内にレ印を記入してください。)

広告の内容について、著作権等の知的財産権及び肖像権等の人格権等に問題ありません。

↓

確認済：□

様

米沢市議会議長

印

米沢市議会広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたのでお知らせします。

記

1 広告媒体（番号を○で囲んでください。）

（1）米沢市議会だより

（2）その他（ ）

2 掲載希望期間

3 広告掲載料 円

4 納付期限等 納入通知書により市長が定める期限

5 原稿等の提出期限 年 月 日

6 その他

年 月 日

様

米沢市議会議長

印

米沢市議会広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記の理由により掲載できないことと決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 広告媒体(番号を○で囲んでください。)
  - (1) 米沢市議会だより
  - (2) その他 ( )
- 2 掲載できない理由

様式第 1 号 (第 7 条関係)

(令元議会告示 1 ・ 一部改正)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

(令元議会告示 1 ・ 一部改正)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

(令元議会告示 1 ・ 一部改正)